

入札公告(案)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月9日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構北海道医療センター
院長 伊東 学

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 院内洗濯業務委託 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構北海道医療センター
- (5) 入札方法

第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行うので、

① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、器械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜価格）を月額にて記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者
- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付され、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) クリーニング業法第5条の2の規定する営業者であること。
- (5) 過去3年間で、400床以上の病院において同様の業務の請負実績が1年以上あること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒063-0005 札幌市西区山の手5条7丁目1-1
独立行政法人国立病院機構北海道医療センター 事務部企画課 業務班長
電話：011(611)8111 内線5112
- (2) 入札説明書等の交付方法
(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札書の受領期限 令和7年1月27日(月) 10時00分
(4) 開札の日時及び場所 令和7年1月28日(火) 11時00分
独立行政法人国立病院機構北海道医療センター 院内会議室

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金 免除
(3) 入札者に要求される事項
①入札及び契約に必要な書類の書式は、それぞれ所定の様式により作成しなければならない。
②この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に競争参加資格を有することを証明する書類とともに、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また入札者は、開札日の前日までの間において経理責任者等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
(5) 契約書作成の要否 要
(6) 価格交渉権及び契約者の決定方法
本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、本入札公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求、要件を全て満たし、当該入札者の入札書が、契約細則21条及び22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、独立行政法人国立病院機構会計規程54条によって第一交渉権を付された(複数の場合は入札金額に従い交渉順位を付す。また同価額が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。)交渉権者と交渉を行い、独立行政法人国立病院機構会計規程55条に基づき契約価格の決定を行った者を契約の相手方とする。
(7) 詳細は入札説明書による。